「見附市こども・子育てどまんなか条例(案)」の意見を募集します

見附市では、地域全体でこどもの育ちを支え合い、見附市の未来を担うこどもたちが幸せに暮らすことのできる地域社会を実現するために、関係機関等と連携を図りながら、「見附市こども・子育てどまんなか条例」を制定することとし、有識者や市民委員、関係機関からなる検討委員会において検討を進め、条例(案)を作成しました。

このたび、条例(案)について、市民の皆さん、また本条例の主体となるこどもたちから意見を広く募集します。

1. 検討委員会

- ・11月13日、12月26日に見附市子ども子育て条例制定検討委員会を開催
- ・委員:【有識者】新潟県立大学 小池由佳教授(新潟県こども条例(仮称)有識者会議委員) 【市民委員】保護者(公募市民)、地域コミュニティ、学校、園、人権関係団体、ボラン ティア団体、企業(15名)

2. 条例(案)のコンセプト

目指す姿

『みんなで子育て こどもどまんなか 笑顔かがやくまちみつけ』の実現 ~新潟県のどまんなかである見附で、

こどもをどまんなかにした子育てが実現できる地域社会を目指します~

ポイント

▶ 見附市全体でこどもたちにエールを

見附市の未来を担うこどもひとり一人が、かけがえのない存在であり、地域の宝です。条例で、行政と地域社会の役割を明らかにすることにより、見附市全体で、やがて独り立ちすることもの育ちや子育てを支援するという市民意識を醸成します。

▶ 見附市の特徴的な取組を条文に盛り込みました

地域コミュニティの活動など、地域の中でこどもが育つ環境づくりを行ってきたことを踏ま えた条文となっています。

(例) 第6条 市民は、地域のこどもに関心を持ち、地域においてこどもと積極的に交流し、 地域との関わりの中で健やかに育つ環境づくりに努めるものとします。

▶ 見附市の条例として初の「です」・「ます」調の条例です

条文を「です」・「ます」調にするなど、出来るだけ分かりやすい表現を用い、こどもからおとなまで、誰にでも理解しやすい条例にします。

3. パブリックコメント

- ·募集期間: 令和6年1月15日(月)~2月13日(火)
- ・資料の閲覧・入手方法:公共機関(市役所4階、保健福祉センター、ネーブルみつけ、図書館、公立保育園、子育て支援センター、プレイラボみつけ)に条例案、意見書を設置するとともにホームページに掲載
- ・提出方法・提出先:「意見書」に意見を記入し、市役所4階、プレイラボみつけに設置した意見箱へ提出するか、郵送、ファックス、電子メールにてこども課へ提出 ※電話等による口頭での意見は受け付けません。
- ・いただいた意見とそれに対する市の考え方については後日公表します。

こども課 250258-62-1700 (内線 433)